

審査申立てに対する裁決について（中野区議会議員選挙）

令和 5 年 4 月 23 日執行の中野区議会議員選挙（以下「本件選挙」）に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、本日の東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」）において次のとおり裁決したのでお知らせします。

- 1 中野区選挙管理委員会が令和 5 年 6 月 1 日付けで行った棄却の決定を取り消す。
- 2 本件選挙における当選人井佐哲郎氏の当選を無効とする。

1 審査申立ての経緯

申立人田中裕史氏（以下「田中氏」）は、本件選挙における当選の効力に関し、中野区選挙管理委員会（以下「区委員会」）に異議の申出を行い、区委員会はそれを棄却した。

その決定を受け、田中氏は当委員会に対し、「区委員会の決定の取消しと、最下位当選人井佐哲郎氏（以下「いさ氏」）の当選を無効とする。」との裁決を求め、審査の申立てを行った。

2 裁決の概要

本件審査の申立てに対する審理に当たり、当委員会は、本年 7 月 9 日両氏等の立会いの下、職権に基づいて全投票の開披調査を実施した。

開披調査において 29 票を摘出し、それらについて当委員会で慎重に審理した結果、区の選挙会において有効とされたいさ氏への投票の中に無効票と認められる票が 1 票あった。

その結果、田中氏の得票数はいさ氏の得票数を上回ることとなるので、区委員会の棄却決定の取消し及びいさ氏の当選を無効とする旨の裁決をしたものである。

（得票数の異動）

候補者名	区選挙会の決定	当委員会の裁決
いさ 哲 郎	1,585.000	1,584.000
田中ヒロシ	1,584.585	1,584.585

3 今後の手続等

この裁決に不服がある者は、公職選挙法に基づき、当委員会を被告とし、その裁決書の交付を受けた日又は裁決書の要旨の告示の日から 30 日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる（公選法第 207 条第 1 項）。

当選争訟の結果、当選の効力に異動が生じた場合は、当選人の更正決定のための選挙会が開催される。

【問合せ先】

選挙課 指導担当

Tel 03-5320-6912（直通）

参 考

1 中野区議会議員選挙の結果（抄）

- (1) 定 数 42人
- (2) 当日有権者数 273, 209人
- (3) 投票総数 114, 755票
(有効投票数112, 741票 無効投票数2, 014票)
- (4) 候補者別得票内訳（立候補者60名中関連部分抜粋）

順位	当落	候補者名	得票数
42	当	いさ 哲郎（日本共産党）	1, 585. 000
43	落	田中 ヒロシ（参政党）	1, 584. 585

2 これまでの経過

- (1) 選挙期日 令和5年 4月23日
- (2) 当選人の告示 同 年 4月24日
- (3) 中野区選管への異議の申出 同 年 5月 8日
- (4) 異議の申出に対する中野区選管の決定 同 年 6月 1日（棄却）
- (5) 都選管への審査の申立て 同 年 6月21日
- (6) 投票の開披調査 同 年 7月 9日

3 摘出票の内訳

いさ哲郎候補の有効票から摘出した票	2票
市川ヒロシ候補の有効票から摘出した票	1票
タナカキミアキ候補の有効票から摘出した票	4票
高橋かずちか候補の有効票から摘出した票	1票
無効票から摘出した票	21票
計	29票

4 投票の効力に異動があった投票

「いさしんいち」と記載された投票

区選挙会	<p>氏は「いさ」と判読でき、いさ哲郎候補の氏と同一である。「いさ」という氏は特徴があり、類似する氏の候補者は他にいない。「しんいち」という名の候補者はおらず、類似する名の候補者もいない。名の「てつろう」と「しんいち」は共に4つの文字と音で類似しており、記憶違い又は誤記と推察できる。</p> <p>以上から、氏名全体を併せて考察すると、いさ候補に対する投票の意思が認められることから、いさ候補の有効票と解するのが相当である。</p>
都選管	<p>氏の「いさ」は明瞭であり、いさ候補の氏と同一である。</p> <p>名については、「しんいち」を名とする候補者はいないが、いさ候補の名の「てつろう」とは全く類似性がなく、その名を誤記したものと認めがたいことから、同候補に対する有効投票と解することはできない（最高裁判所昭和32年3月5日判決、仙台高等裁判所秋田支部昭和31年8月16日判決）。</p> <p>したがって、いずれの候補者氏名を記載したか判断し難い投票として無効票と解するのが相当である。</p>